

第1 監査対象部課等

学校教育部（学校教育課、人権教育課）

生涯学習部（生涯学習課、スポーツ振興課、郷土文化室、図書館）

第2 監査の実施期間

平成19年1月16日から平成19年2月15日まで

第3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成18年12月31日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 学校教育部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 学校教育課

ア 収入事務

水練学校受講料

イ 契約事務

岸和田市総合的教育力活性化事業委託契約、通学路巡回パトロール事業委託契約、小学校教育研究事業委託契約、中学校教育研究事業委託契約、ALT用住宅賃貸借契約

ウ 補助金交付事務

全日本合唱コンクール全国大会遠征補助金、全国駅伝大会遠征補助金

(2) 人権教育課

ア 収入事務

進路選択支援事業費補助金

イ 契約事務

人権教育研究委託契約

ウ 旅費の支出状況

2 生涯学習部各課等の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 生涯学習課

ア 収入事務

公民館・青少年会館等使用料、公民館・青少年会館等敷地使用料、施設コピー料

イ 契約事務

地区公民館施設運営業務委託契約、青少年会館等施設運営業務委託契約、箕土路青少年会館・新条地区公民館敷地賃貸借契約、岸和田市あんしん・あんぜん情報ネットワークシステム保守業務委託契約、自主学習グループ事業委託契約

ウ 補助金交付事務

社会教育関係団体運営補助金、地車祭における青少年非行防止啓発事業にかか

る補助金

(2) スポーツ振興課

ア 収入事務

運動広場使用料、市民体育館使用料

イ 契約事務

野田公園テニスコート修繕請負契約、電子複写機賃貸借契約、岸和田市民プール清掃業務委託契約、大沢青少年広場賃貸借契約、加守小体育館管理業務委託契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市スポーツ振興事業補助金

エ 公の施設の指定管理の状況

市民道場心技館

(3) 郷土文化室

ア 収入事務

郷土資料館入場料、きしわだ自然資料館入場料

イ 契約事務

自然資料館展示品・展示用機器等維持管理業務委託契約、自然資料館空調機保守管理業務委託契約、自然資料館エレベータ維持管理業務委託契約、郷土資料館燻蒸業務委託契約、自然資料館自家用電気工作物保安業務委託契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市文化財保存事業補助金

エ 公の施設の指定管理の状況

郷土資料館

(4) 図書館

ア 収入事務

施設コピー料、公衆電話受託収入、冊子等頒布収入

イ 契約事務

業務用電算機器賃貸借契約、清掃業務委託契約、書誌情報作成等業務委託契約、業務用電算機器保守点検業務委託契約、インターネットサブシステム賃貸借契約、インターネットサブシステム保守点検業務委託契約

ウ 旅費の支出状況

第6 監査の結果

1 学校教育部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 生涯学習部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。